

魚津市告示第67号

魚津市片貝山ノ守キャンプ場使用料徴収事務の委託について

魚津市片貝山ノ守キャンプ場条例（平成21年魚津市条例第28号）第10条に規定する使用料の徴収事務を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定により告示する。

令和4年4月15日

魚津市長 村椿 晃

主たる事務所の所在地 魚津市東蔵513番地
代表者名 三ヶ生産森林組合 組合長 山本重成
委託事務 使用料の徴収
委託期間 令和4年4月20日から令和4年11月30日まで